平成２１年（フ）第２０６０号
広島市中区舟入南３丁目５番23―202号
債務者　佐々木藤枝
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５６号
福岡県久留米市梅満町454番地12
債務者　河島ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４５９号
福岡県久留米市城島町江島444番地１
債務者　中村　由美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６４号
福岡県久留米市三潴町田川259番地３
債務者　前原　正克
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６９号
福岡県久留米市南２丁目13番６―205号
債務者　板井　智子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４７９号
福岡県久留米市善導寺町与田598番地５
債務者　久間　敏克
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第８９号
福岡県八女郡広川町大字長延233番地
債務者　丸山　賢二
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第６５１号
鹿児島県鹿児島市皇徳寺台５丁目１番12―23号
債務者　平山美賀子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７２５号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目40番26号
債務者　**漆**間　　修
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７２６号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目40番26号
債務者　**漆**間　良美
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７４７号
鹿児島県鹿児島市柳町３番22号やなぎ寮402号
債務者　吉村　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７６１号
鹿児島県いちき串木野市下名2968番地１
債務者　中原　由美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７９５号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目15番22号永仮アパート201号
債務者　田中真粧美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７９９号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目４番３号尾辻ビル303号
債務者　羽田野千鶴
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８０２号
鹿児島県鹿児島市山之口町６番18―603号
債務者　金丸智加恵
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８４０号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町15番10号シェマンコートＢ棟201号
債務者　竹ノ内孝浩
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第９５号
福島県南相馬市小高区羽倉字南沢139番地の６
債務者　相良　久子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
福島地方裁判所相馬支部